住所　高知市加賀野井１丁目12番１号
韓文吉　昭和23年９月３日生
柳敏子　昭和25年11月６日生
住所　高知市横浜新町２丁目1106番地２
韓豊　昭和32年12月５日生
韓沙希　昭和59年３月30日生
韓奨　平成４年７月５日生
住所　高知市横浜新町２丁目1106番地２
韓梓布　昭和57年７月21日生
住所　高知市比島町２丁目10番45―1501号
韓元市　昭和35年２月23日生
住所　福岡県行橋市西宮市２丁目14番１号
白朝美　昭和58年６月５日生
住所　長崎県諫早市堂崎町２番地１
呉博和　昭和31年１月23日生
住所　長崎市中里町432番地13
成美佐紀　昭和47年12月９日生
住所　埼玉県川口市東川口５丁目20番７号
陳嫄　昭和46年７月12日生
住所　埼玉県春日部市大沼１丁目55番地１
瀋堃　平成７年12月４日生
住所　埼玉県八潮市緑町１丁目29番地27
呉世徳　平成２年８月24日生
住所　東京都世田谷区北沢２丁目30番３号
李永栄　昭和57年10月24日生
住所　東京都中央区湊３丁目８番１―1312号
玉智草　昭和58年３月３日生
住所　長野県松本市桐１丁目２番30号
劉春瑩　昭和63年10月14日生
住所　東京都目黒区鷹番３丁目24番９―201号
張誠　平成６年３月31日生
住所　横浜市港南区日野中央３丁目１番11号
鄭永姫　昭和52年３月２日生
住所　神戸市中央区二宮町２丁目13番７―501号
柯麗瑛　昭和33年６月４日生
住所　福島県郡山市大槻町字土瓜140番地22
黄守興　昭和62年３月９日生
住所　大阪市中央区法円坂１丁目１番40―1302号
張辰文　昭和51年２月９日生
住所　大阪府東大阪市荒本北２丁目２番37―103号
金世政　昭和31年１月19日生
住所　大阪府守口市八雲北町２丁目10番９―202号
金正和　昭和58年４月８日生
住所　大阪府高槻市藤の里町８番14号
申英美　昭和43年６月27日生
住所　京都市西京区嵐山東海道町２番地９
申貴子　昭和37年７月23日生
住所　大阪府大東市氷野１丁目１番35号
趙聖子　昭和47年12月23日生
住所　大阪市東淀川区東中島１丁目８番11―802号
徐敎平　昭和63年４月14日生
住所　大阪府東大阪市長堂３丁目18番14号
朴相進　昭和36年６月20日生
住所　大阪市生野区巽北１丁目11番22号
金萬生　昭和26年５月２日生
金照子　昭和33年６月４日生
住所　大阪市生野区勝山北１丁目４番12号
姜一美　昭和53年10月２日生
住所　大阪市旭区新森１丁目４番33―202号
徐愛美　平成２年10月28日生
住所　大阪市城東区中央３丁目１番１―609号
金里衣　昭和61年４月12日生
住所　大阪府寝屋川市香里新町24番18号
申和美　昭和35年９月21日生
住所　大阪市都島区大東町２丁目16番26号
呉恭子　昭和13年７月17日生
玄宗承　昭和36年４月26日生
玄恭美　昭和37年10月17日生
玄宗八　昭和44年３月５日生
住所　大阪府東大阪市衣摺２丁目６番14号
秋汐梨　平成６年11月３日生
住所　大阪府柏原市大県４丁目９番15号
崔スイ子　昭和19年12月30日生
盧智子　昭和45年10月５日生
盧綾子　昭和54年６月８日生
住所　大阪市阿倍野区昭和町３丁目８番７号
金博明　昭和48年12月31日生
崔佳織　昭和52年４月８日生
金光輝　平成16年３月19日生
金菜々心　平成18年３月23日生
金拓也　平成21年２月８日生

○財務省告示第八十号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第四条第二項に規定する財務大臣の指定する債権は、国際約束に基づく政府と外国の政府との間の交換公文等により行われる債務救済措置の対象となる政府が外国政府等に売り渡した米穀に係る債権とし、当該債権については、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十五条、第二十六条（延納利息に係る部分を除く。）及び第二十七条の規定を適用しない。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から適用する。

国の債権の管理等に関する法律施行令第四条第二項に規定する財務大臣の指定する債権の件（平成十年大蔵省告示第八十七号）は、廃止する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

○財務省告示第八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月二十八日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	三トン
三	二二トン
四	二八、九二五トン
五	一、五四六トン
六	二五九トン
七	一○トン

八	七・八トン
九	四四、一九五トン
一○	八、一○八トン
一一	一一、七九二トン
一二	六一、一○七トン
一三	四、九一六、五九八トン
一四	一、○九一、二八七トン
一四の二	六三四、四七七トン
一五	五九二トン
一六	七、三○二トン
一七	一一一、九三五トン
一八	一五、六五二トン
一九	一、○六三トン
二○	五九八トン
二一	二七、六六五トン
二一の二	一四八トン
二二	七三トン
二四	○トン
二五	四、七六○トン
二六	一五、四七六トン
二七	七トン
二八	三五七トン
二九	

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年二月二十八日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。